

議員（門 秀俊）

2番 門 秀俊、一般質問をさせていただきます。

瀬戸内国際芸術祭2022について、河川での雨水被害について、消防職員の免許及びドローンの活用について質問させていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染拡大で罹患された方、ご家族の皆様には心よりお見舞い申し上げます。また、医療従事者の方々、本町での関係職員の方々のご苦勞に深く感謝申し上げます。

1、瀬戸内国際芸術祭2022について質問いたします。

春会期4月14日から、夏会期8月5日から、秋会期9月29日からの予定になっております。本町でも秋会期での4回目の会期となっております。過去の来場者数も増加していると思います。しかし、今会期は新型コロナウイルス感染拡大による来場者数は減少すると思います。特に海外からの来場者数は激減することでしょう。

そこで質問させていただきます。

1、現在、春会期での高松の現状はどのようになっていますか、お伺いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

門議員の春会期での高松の現状についてのご質問に答弁をさせていただきます。

瀬戸内国際芸術祭2022春会期につきましては、4月14日からの開催に向け県実行委員会を中心に情報発信や受入れ環境の整備が進められているところでございます。現在、公式ウェブサイトの開設や今回より導入される電子パスポート、瀬戸芸デジパスの3シーズンパスポートの前売りが行われ、3月下旬から4月上旬には公式ガイドブックの販売及び公式アプリの配信も予定されております。また、瀬戸内国際芸術祭ボランティアサポーターこえび隊のホームページには春会期の会場である高松市の男木島や女木島の作品制作の様子が掲載され、記事の中では各会場での準備が着々と進んでいる旨が報告されておりました。参加市町の現状につきまして詳細な情報共有は行われておりませんが、香川県または岡山県が緊急事態宣言の対象となった場合を除き、予定どおり開催することが県実行委員会の基本方針でございますので、高松市をはじめ、全ての市町で開催に向けた準備が進んでいるものと考えております。

本町におきましても、昨年11月より月に1回程度、京都精華大学関係者の方々が高見島に入島し、作品制作の準備を行っておりますので、9月29日からの秋会期開催に向け遅滞なく準備を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

2つ目、感染対策についてどのようになっていますか、お答え下さい。

政策観光課長（河田 数明）

門議員の感染対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

会期中の感染対策につきましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針及び新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針を基本的な指針として、新しい生活様式や業種ごとに作成される感染拡大予防ガイドラインなどに基づく適切な感染対策を実施することとなっております。県実行委員会が瀬戸内国際芸術祭2022新型コロナウイルス感染症対策の指針を策定し、本部会議において了承を得たところでございます。指針の具体的な内容につきましては、マスクの着用や消毒の実施、密の回避などの基本的な対策に加え、来場者の検温及び体調確認、連絡先の把握を行い、有症状の方には入場をお断りすることなどが示されております。検温及び体調確認につきましては、本町の場合、多度津港で行いますので、有症状の方は定期船に乗ることができません。また、無症状の方には検温後に当日限り有効のリストバンドを着用いただき、一目で検温実施済みと判別できるようにするなど、島にお住まいの方々の安心感に繋がる工夫が盛り込まれております。さらに、島内での有症状者発生に備え、各会場には他の来場者の方々と離れて待機できる救護スペースを設置し、有症状者が発生した際には救護スペースへ案内後、県実行委員会本部に常駐する看護師の指示を受け、島外への搬送が行われます。なお、搬送につきましては、症状に応じ救急搬送またはチャーター船などを用いた救急外搬送が行われる予定でございます。

本指針における開催についての考え方につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、香川県または岡山県が緊急事態宣言の対象となった場合を除き開催することを基本としております。しかしながら、開催ありきではなく、感染状況を踏まえ、感染拡大時には関係市町の意見を踏まえた上で対応が決定されますので、状況に応じ高見島にお住まいの方々のご意見を県実行委員会に伝えてまいります。今後、本方針に基づいた運営マニュアルが作成されますので、本課より町職員をはじめ、ボランティアスタッフの方々への周知を徹底し、島にお住まいの方々や来場者の皆様に安心して芸術祭を楽しんでいただけるよう運営に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

3つ目です。今現在、高見島での屋内、屋外の展示数の予定はどのようになっていますでしょうか。

政策観光課長（河田 数明）

門議員の高見島での屋内、屋外の展示数の予定についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、高見島には屋内作品5点、屋外作品1点、合計6件の継続作品がございます。今回の作品数につきまして県実行委員会からの正式な発表はまだございませんが、前回に引き続き、京都精華大学関係者のプロジェクトを中心とした作品が展開され、複数の新規作品が制作される予定と聞いておりますので、高見島での作品数は前回と同数程度の12点前後になるものと予想しております。また、今回は高見島のみならず、陸地部での作品展開も予定されていることから、本町全体では前回は上回る作品数が予想されます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

再質問をさせていただきます。

屋内作品を減らし、屋外作品を増やすという要望はできますでしょうか。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまの再質問に答弁をさせていただきます。

前回の芸術祭におきましては、高見島の12作品中、屋内作品数が9点と、本町が参加した過去3回で最多となり、作品受付などに多数のスタッフが必要となりましたが、議員の皆様をはじめ、ボランティアの方々のご協力によりまして無事会期を終えることができました。本町といたしましては、屋内作品の増加は人的負担が大きく、新型コロナウイルス感染症の影響による人員不足も懸念されることから、議員ご提案のとおり屋内作品を減らし、屋外作品を増やしていただきたい旨を県実行委員会に要望しております。しかしながら、瀬戸内国際芸術祭における作品につきましては公募により選ばれた作家から作品プランを提案いただき、県実行委員会及び総合ディレクターが調整いたしますので、必ずしも参加市町の要望が反映される訳ではなく、今回の芸術祭におきましても前回と同数程度の屋内作品数を予想しております。

運営に当たりましては、屋内作品数により本町に配置いただく県雇用スタッフの人数を調整いただくなど、屋内作品が多い中でも参加市町及びボランティアスタッフの方々の負担が少ない運営方法を県実行委員会で検討されておりますので、引き続き県実行委員会と連携し、会期中の円滑な運営が行えるよう準備を進めてまいります。

以上、答弁させていただきます。

議員（門 秀俊）

4つ目、作家の方、またスタッフが島に入るための感染対策のルールができていますでしょうか、お伺いします。

政策観光課長（河田 数明）

門議員の作家の方、スタッフが島に入るための感染対策のルールについてのご質問に答弁をさせていただきます。

作家、スタッフの方の入島につきましては、県実行委員会において統一のルールが作成されております。具体的な内容につきましては、体調不良の方や陽性となった方で陰性を確認後14日間経過していない方、または渡航歴のある方で入国の次の日から10日を経過していない方は入島禁止となっており、入島当日には島への渡航前に県実行委員会より多度津港での検温及び体調確認が行われます。また、全国のどこかで緊急事態宣言または、まん延防止等重点措置が出ている際に県外在住の作家の方が県内宿泊を伴う日程で入島する場合は、事前にPCR検査等を実施し、県実行委員会が陰性であることを確認いたします。その他、船内及び島内でのマスク着用の徹底や消毒、民家敷地内に入らないことなどがルールとして示されております。本ルールにつきましては、2月14日に県実行委員会担当者に同行し、高見島の自治会長3名の方に内容をご説明し、ご了承をいただいた上で作家の方々に周知され、運用が開始されました。3月4日には自治会長へのご説明以降、初めて作家の方が高見島に入島されましたが、その際に県実行委員会による検温などが適切に実施されております。

なお、本町におきましては現在、高見・佐柳両島への渡航自粛を要請しておりますが、作品制作上やむを得ない場合は作業のため作家の方々が入島いたします。その際には事前に入島スケジュールを県実行委員会より提供いただき、本町担当より自治会長にお伝えしております。今後も地元の方々のご理解を得られるよう県実行委員会と連携し、準備期間におけるコロナ対策の徹底に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

5つ目です。来島されたお客様が、本町の町並みなどを散策する流れを考えられていますでしょうか、お答え下さい。

政策観光課長（河田 数明）

門議員の本町の町並みなどを散策する流れについてのご質問に答弁をさせていただきます。

今回の芸術祭では、陸地部も含めた新たなエリアにおける作品展開やイベントの開催を通じた来場者の周遊の促進が計画されており、本町におきましては町の繁栄を今に伝える町並みを活用し、陸地部へも誘客を図る予定となっております。現在、作品展開について県実行委員会及び総合ディレクターが検討している段階であり詳細は未定でございますが、合田邸をはじめ、本通地区に残る伝統的な建造物に作品を設置したいとのお話があり、所有者の方

との折衝が行われているところでございます。本町といたしましては、前向きに合田邸への作品設置を進めたいと考えておりますので、今後、合田邸ファンクラブの方々のご意見もお聞きしながら、県実行委員会と設置に向けた具体的な協議を行いたいと考えており、高見島のみならず陸上部でのにぎわいを創出できるよう引き続き、県実行委員会と協力して準備を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。

それでは、次の質問、2点目です。

河川での雨水被害についてお伺いします。昨年7月での豪雨での被害が本町でも各地色々あったと記憶に残っています。

そこで質問に入ります。

1つ目、本町の河川、桜川、小桜川、弘田川などはどのような被害があったか質問いたします。

総務課長（泉 知典）

門議員の本町の河川でどのような被害があったかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和3年7月8日の梅雨前線による大雨では、多度津町内において3時間雨量102ミリ、6時間雨量135.5ミリを観測し、記録的な豪雨となりました。その影響により大雨警報をはじめ、土砂災害警戒情報等が発表され、土砂崩れや洪水等の災害発生の恐れがあったことから町内全域に避難指示を発令したところでございます。この大雨による河川の被害につきましては、河川からの越水等はありませんでしたが、水路等から溢れたことによる床下浸水が3件、小規模な土砂崩れが1件ありました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

2点目で、本町全体の雨水対策は今後どのように考えられますか、お答え下さい。

建設課長（三谷 勝則）

門議員の本町全体の雨水対策は今後どのように考えられますかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町においての雨水対策につきましては、県管理河川では桜川のほか桜川の支流になります小桜川、東桜川を洪水の安全な流下や浸水被害の軽減を図るため、平成19年12月に策定した桜川水系河川整備計画に基づき、河口より順次拡幅工事を進めているところであります。現在の整備状況を県に確認した

ところ、桜川は河口から約1.2キロ上流までの改修が進んでおり、桜川と小桜川については台風による浸水被害が発生したことから2回の護岸の嵩上げを実施しております。東桜川においては町道198号線二ツ橋、1号橋地先の桜川合流点から上流の町道335号線に向かい河川の拡幅改修を実施し、桜川、小桜川では本年度部分的に堆積土砂の撤去などを行っております。今後は桜川については、小桜川の合流点から上流へ改修を実施する予定であります。また、弘田川につきましても平成21年3月に策定した弘田川水系河川整備基本方針に基づき順次整備を進めており、弘田川の支流となる二反地川、弘田川の合流点より約1キロ上流の宮後池付近まで整備を完了しております。また、今年度より具体的な河川整備内容を示した弘田川水系河川整備計画を作成しており、来年度の策定に向け作業を進めているところであります。

本町の雨水対策事業につきましては、多度津町流域関連公共下水道事業計画に基づき、昭和60年1月に認可を受け浸水防除を目的としてポンプ場整備や配水池の整備を進めてまいりました。近年、短時間で、かつ局所的な集中豪雨による浸水が本町でも発生しており、浸水発生の抑制を効果的、かつ計画的に進めていくことから、平成30年度に浸水対策のシミュレーションを行い、令和元年度には短期、中期、長期の20年間において雨水整備を重点的に進めていく重点対策地区を多度津町雨水管理総合計画において決定いたしました。今後はこれら事業計画の見直しを行いながら、計画に基づき、効果的に雨水整備を進めて浸水防除に努めてまいりたいと考えております。また、浸水地域の内水排除対策といたしまして、内水排除が困難な箇所においてはポンプ施設等の設置を進めております。また、昨年7月の豪雨により冠水しました西港町地区におきましては、今年度より西港町地区排水既設流域調査業務を実施しており、その結果を基に排水施設設備等の構造について検討を進めているところでございます。今後も県に対し、できる限り早期の河川改修や浸水対策などの要望をし、また本町といたしましても浸水被害の防災・減災対策を調査検討し、町民の皆様にご安心していただけるよう浸水対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。

次の質問に入ります、3点目です。

消防職員の免許及びドローンの活用についてお伺いいたします。

消防職員の皆様には日々、火災、救急搬送などの対応には感謝申し上げます。職員が入隊されると取得免許は普通免許と考えられます。しかし、今年度購入した救助工作車やポンプ車など、普通免許では運転できないと思いま

す。現在どのような形で大型車両の取得をされているかお伺いたします。

消防長（阿河 弘次）

門議員のどのような形で大型車両の取得をされていますかのご質問にご答弁させていただきます。

運転免許につきましては、平成19年6月2日の道路交通法の改正により車両の総重量等で普通免許、中型免許、大型免許に細分化され、さらに平成29年3月12日の改正により普通免許、準中型免許、中型免許、大型免許にさらに細分化されました。当本部におきましては車両を13台保有しており、大型免許が必要な車両が1台、中型免許が必要な車両が1台、準中型免許が必要な車両が4台、普通免許が必要な車両が7台ございます。しかし、当本部の職員は高校卒業後に採用される職員がほとんどであり、運転免許は普通免許しか取得しておらず、平成29年度以降の採用者については普通免許で運転できる車両は車両総重量で3.5トン未満の車両で救急車を含む7台しか運転できません。消防ポンプ自動車は総重量が5トン以上あるため、車両の総重量により準中型免許、中型免許、大型免許が必要となります。また、大型免許につきましては普通免許の取得後3年以上の運転経験が必要となります。当本部におきましては、消防隊、救急隊を兼務している関係で全ての車両を運転する必要があり、消防業務を遂行していく上で大型免許は業務上必要でございますので、職員の運転技術の適性を見極めた上で公費にて大型免許を取得させております。なお、公費で取得した職員は5名おります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

現在、公費で取得できる免許の種類は何がありますか。

消防長（阿河 弘次）

門議員の公費で取得できる免許の種類は何がありますかのご質問に答弁させていただきます。

社会が複雑多様化している中で消防業務におきましても多岐にわたり、専門的な知識が必要となる救急救命士、予防技術資格者など、資格に応じて職員の中から選抜をして受験させております。さらには消防学校教育の中において初任科教育では危険物取扱者乙種第4類の試験の機会を設けており、専科教育の救助科では酸素欠乏硫化水素危険作業主任技術講習を受講することにより資格を取得することができ、また特別教育においては小型移動式クレーン、玉かけ、巻上機の技能講習があり、受講することにより資格を取得することができます。消防業務においては免許資格が必要となるものが多くあり、全職員に取得させるのが理想ではございますが、取得については取得研修期間の勤務者の不足や職員の適性を見極めた上で、消防全体のバランスを

考慮して免許資格を取得させております。また、消防は組織全体で活動を行っており、免許資格の取得者のみでは活動できるものではございません。対応する資機材等の整備も必要となり、さらには有資格者を職員全体でサポートする体制も必要であると考えております。また、職員の中には自己のスキルアップのため、私費にて消防業務に関連した危険物取扱者乙種第4類や消防設備士の資格を取得する職員もございます。

以上、答弁させていただきます。

議員（門 秀俊）

3点目になります。災害時や山、海での救助活動でドローンの活用が有効と考えられます。令和2年12月議会での中野委員での質問にもありましたが、消防署で現在ドローンの活用を考えていますか、お答えをお願いします。

消防長（阿河 弘次）

門議員の消防署でのドローンの活用を考えていますかのご質問に答弁させていただきます。

ドローンについては、近年多くの自治体においてまちづくりのために導入が進んでおり、使用用途も観光、産業、農業など、様々でございます。議員ご質問の消防署におけるドローンの活用については、災害現場での活用が中心になると考えております。ドローンは災害現場において比較的簡単に操作ができ、多機能カメラを搭載することにより広範囲に被害状況を確認でき、また被害箇所を特定することができるなど、迅速に被害状況を確認することができます。被害状況は確認できれば、その後の対応を迅速に進めることができます。さらには、大規模災害時などには逃げ遅れた被災者などを発見したり、被災地の安全性を確認したりすることで救助隊の代わりにドローンが危険な役割を担うことにより、救助隊が二次災害に巻き込まれるリスクを軽減するなど、ドローンの活用には大きなメリットがございます。その反面、飛行時間が短い、天候に左右される、航空法により夜間飛行ができない、通信状況の悪いところでは使用できない、墜落による被害などのデメリットもございます。

また、総務省消防庁の調査では、令和3年6月1日現在で約半数以上の消防本部でドローンが運用されております。運用については専門部隊での活用や他の部隊と兼任しているなど様々でございますが、当本部のような小規模な消防本部においては専門部隊の創設は難しいと考えております。ドローンにつきましては、ドローン本体やカメラの性能により大幅な価格の差があり、さらには対策本部等で視聴するには別途に画像を送信する画像伝送装置が必要となり、高性能のスペックを求めるほど運用維持管理費も高額になります。



す。さらに国においてはドローンの安全性を確保するためにドローンの登録制度、操縦ライセンス制度の創設をするなど、航空法の一部改正を行う発表をしており、今後は操縦ライセンスを取得するため講習に参加するなど、人材の育成も必要となります。

今後、導入に向けてメリット、デメリットを考慮した上で関係する総務課危機管理室とも相談しながら調査検討をしてみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。

災害時以外でも今後本町での先ほどの答弁にもあったように、観光、農業で役に立つと思います。本町全体でドローンの活用を考えていただけるよう要望いたします。

以上で一般質問を終わります。